

教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）

改正案	現 行
<p>4-8 同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合の特例</p> <p>大学の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教職に関する科目</p> <p>i) 「<u>教職の意義等に関する科目</u>」、「<u>教育の基礎理論に関する科目</u>」、「<u>教育課程及び指導法に関する科目</u>」(養護教諭及び栄養教諭においては「<u>教育課程に関する科目</u>」)のうち「<u>教育課程の意義及び編成の方法</u>」「<u>教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）</u>」及び「<u>生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目</u>」(養護教諭及び栄養教諭においては「<u>生徒指導及び教育相談に関する科目</u>」)のうち「<u>教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法</u>」については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。</p> <p>(削除)</p>	<p>4-8 同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合の特例</p> <p>大学の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教職に関する科目</p> <p>i) 「<u>教職の意義等に関する科目</u>」「<u>教育の基礎理論に関する科目</u>」については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。</p> <p>ii) 「<u>教育課程及び指導法に関する科目</u>」のうち「<u>教育課程の意義及び編成の方法</u>」「<u>教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）</u>」、「<u>生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目</u>」のうち「<u>教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法</u>」、「<u>教育実習</u>」については、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。</p>

ii) 「教育課程及び指導法に関する科目」(養護教諭及び栄養教諭においては「教育課程に関する科目」)のうち「特別活動の指導法」(養護教諭及び栄養教諭においては「道徳及び特別活動に関する内容」)及び「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」(養護教諭及び栄養教諭においては「生徒指導及び教育相談に関する科目」)のうち「生徒指導の理論及び方法」については、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

(新設)

iii) 「教育課程及び指導法に関する科目」(養護教諭及び栄養教諭においては「教育課程に関する科目」)のうち「道徳の指導法」(養護教諭及び栄養教諭においては「道徳及び特別活動に関する内容」)については、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

(新設)

iv) 「生徒指導、進路指導及び教育相談等に関する科目」のうち「進路指導の理論及び方法」については、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

(新設)

v) 「教職実践演習」については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

iii) 「教職実践演習」については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

(3) (略)

(3) (略)

1.2 適用時期

本基準は、平成29年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。

1.2 適用時期

本基準は、平成28年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。